

平成 17 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 トレイダーズ証券株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲  
(コード 8704 大証ヘラクレス S)  
問合せ先 常務取締役 C F O 新妻 正幸  
(TEL 03-5114-0333 (代表))

## 金融先物取引業者登録に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 10 月 31 日付で、金融先物取引法第 56 条に定める金融先物取引業者としての登録を受けましたので、お知らせ致します。

### 1. 登録の背景等

外国為替証拠金取引は、1998 年の「外国為替及び外国貿易法」(以下外為法)の改正によって為銀主義が撤廃されたことを受け、インターバンクで行なわれていた取引の一部が、主として個人投資家向けにアレンジされ、提供されるに至った金融デリバティブ取引です。

外国為替証拠金取引は、少ない資金で大きな金額の取引を行うことができるレバレッジを効かせた新しい金融商品になります。外貨預金と比較して非常に投資効率が高く、24 時間リアルタイムで取引が可能なことや取引期限が無いこと、また高金利通貨を買っている場合には金利の差額分がスワップとして日々付与されるなどといった利便性の高さから、主に外貨預金者層を中心に急速に普及致しました。しかしながら、取扱い業者の中にはハイリスク・ハイリターンの商品であることや、短期間に大きな損失が発生しうる等のデメリットを正確に説明せずに強引な勧誘を行ったり、顧客資産が適正に分別されず倒産時に返還不能に陥る等といった悪質な事例が相次いでおりました。

これを受けて、金融庁は金融先物取引法を改正し、外国為替証拠金取引を店頭金融先物取引の一形態と位置付け、本年 7 月 1 日より外国為替証拠金取引を同法の規制下に置いて監督官庁を設置しました(施行時点における既存事業者には経過措置あり)。改正金融先物取引法は、各種の行為規制及び財務規制等を定めており、取扱い事業者を内閣総理大臣の登録を受けた者に限定しております。このため、既存事業者である当社は、金融先物取引の登録を受けるべく社内体制を整えて登録申請を行い、この度登録を受けることになりました。

なお、当社は外為法改正後の 1999 年より外国為替証拠金取引(店頭金融先物取引)

事業を開始しており、この業界のパイオニアとして常に第一線にてサービスの提供を行なって参りました。また事業開始当初から、顧客資産の分別管理や証券取引法に準じた営業行為を行うなど、常に高いコンプライアンス意識をもって取り組んで参りました。その結果、登録申請手続は比較的順調に進み、本登録は、新規登録申請者の中では第一陣に属するに至っております。

## 2. 登録番号

関東財務局長（金先）第 49 号

## 3. 登録の経緯等

平成 17 年 7 月 25 日 登録申請

平成 17 年 10 月 31 日 登録

平成 17 年 11 月下旬 金融先物取引業協会加入見込み  
(10 月 20 日付加入申請済)

## 4. 今後の見通し

金融先物取引業者としての登録自体が、直ちに当社の業績に影響を与えることはありません。しかし、この登録を受けなければ、改正金融先物取引法の施行時点における外国為替証拠金取引（店頭金融先物取引）の既存事業者といえども、経過措置の有効期間後は事業を継続することができなくなるため、登録を得たことにより、当社の外国為替証拠金取引（店頭金融先物取引）は引続き収益を見込めることとなります。

監督官庁の設置と改正金融先物取引法の施行により、外国為替証拠金取引（店頭金融先物取引）業界には現在以上に秩序が生まれ、不適格業者の淘汰を経て業界そのものが発展することが見込まれるため、登録制度の導入と同制度に則った登録の取得は、今後の当社の事業活動に好影響を与えるものと考えております。

以 上